

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長								
税 目	贈与税								
要 望 の 内 容	<p>高齢者層が有する家計金融資産を若年世代に移転することにより経済の活性化を図るとともに、子や孫の結婚・出産・育児を後押しする観点から、令和 5 年 3 月末までの時限措置とされている本特例を 2 年延長すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 高齢者層が有する家計金融資産を早期により消費意欲が旺盛な若年世代に移転することにより経済活性化を図るとともに、子や孫の結婚・出産・育児を後押しすること。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国の人口は平成 17 年以来減少傾向にあり、少子化対策は現下の重要な課題。少子化の背景については、結婚・妊娠・出産・育児等の各段階において様々な要因が考えられるが、主な要因として経済的理由が挙げられており、これに対応する必要がある。</p> <p>また、わが国では金融資産の約 6 割を高齢者層が保有しており、その資産をより消費性向の高い若年層に移転することによって、消費の拡大を通じた経済の活性化が期待できる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月閣議決定）</p> </div> <p><重点課題> ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備（経済的基盤の安定）</p> <p><施策の具体的内容> ○結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等 ・現在、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母等が子・孫に対し結婚・妊娠・出産・育児や教育に要する費用について一括して拠出した場合に、一定の限度額の範囲内で贈与税を非課税とする措置を講じている。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	<p>少子化対策については、現在でも様々な取組を行っているものの、「合計特殊出生率」は 1.26（2005 年、過去最低）から 1.45（2015 年）まで上昇して以降、微減傾向が続いて 2021 年は 1.30（概数）に落ち込み、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が上位に挙げられているところであり、措置の延長が必要である。</p> <p>○令和 3 年 3 月（令和 2 年度）内閣府「少子化社会に関する国際意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身の理由について、上位 3 項目を合わせて集計したところ、「経済的に余裕がないから」が 29.8%と、「適当な相手にまだ巡り会わないから」（50.5%）、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」（38.6%）に次いで 3 番目に高い。 ・結婚生活について不安を感じることを聞いたところ（複数回答）、日本では、「結婚生活にかかるお金」の割合が 42.3%と最も高い。 <p>○平成 31 年 3 月（平成 30 年度）内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような状況になれば結婚すると思いますかという問いに対し、「経済的に余裕ができること」が 42.4%と最も高い。 ・経済的な事柄のうち、どのようなことがあれば、皆が安心して希望通り子供を持てるようになるかという問いに対し、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が 54.3%と最も高い。 <p>○国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」（平成 27 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か障害となることがあるかをたずねたところ、男女とも「結婚資金」を挙げた人が最も多い。（男性 43.3%、女性 41.9%） ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（56.3%）

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和2年度国勢調査結果によると、40歳～89歳の既婚者（有配偶）のうち、家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」又は「ひとり親と子供から成る世帯」であるのは約2,201万人（※1）。</p> <p>また、「結婚・子育て支援信託に関する調査結果報告書」（一般社団法人 信託協会 2020年10月）によると、子どものいる40～89歳の男女のうち、本制度の利用可能者（※2）は83.0%、このうち27.3%が本制度を「利用してみたい」又は「どちらかといえば利用してみたい」と回答している。</p> <p>以上より、本制度の利用可能性があるのは約499万人と推計される。</p> <p>（※1）不詳補完前の数値 （※2）本制度について、「名前は知っていたが、仕組みなど詳細までは知らなかった」又は「名前も知らなかった」と回答した93.7%のうち、「そもそも利用できない（対象となるお子さまやお孫さまがいない等）」を選択した回答者を除外した割合</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本措置により、高齢者が保有する資産の若年層への移転を促進することは、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながるとともに、若年層による消費が促されることにより、内需の拡大による経済活性化にも有効である。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—	
		要望の措置の妥当性	<p>本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につなげる観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p>
事項	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する	租税特別措置の適用実績	<p>【平成27年（12月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 3,434人 ○契約数 3,487件 ○受託残高 7,593,025千円 <p>【平成28年（12月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 5,361人（前年より1,927人増） ○契約数 5,448件（前年より1,961件増） ○受託残高 9,752,789千円（前年より2,159,764千円増）

		<p>【平成 29 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 5,944 人（前年より 583 人増） ○契約数 6,038 件（前年より 590 件増） ○受託残高 10,436,509 千円（前年より 683,720 千円増） <p>【平成 30 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 6,410 人（前年より 466 人増） ○契約数 6,511 件（前年より 473 件増） ○受託残高 10,545,327 千円（前年より 108,818 千円増） <p>【令和元年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 6,790 人（前年より 380 人増） ○契約数 6,893 件（前年より 382 件増） ○受託残高 10,742,039 千円（前年より 196,712 千円増） <p>【令和 2 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 6,991 人（前年より 201 人増） ○契約数 7,098 件（前年より 205 件増） ○受託残高 10,273,246 千円（前年より 468,793 千円減） <p>【令和 3 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 7,213 人（前年より 222 人増） ○契約数 7,323 件（前年より 225 件増） ○受託残高 9,985,080 千円（前年より 288,166 千円減） <p>※上記は信託銀行実績分のみ</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれも増加傾向にある。</p> <p>これは、高齢世代の保有する資産が、若年層に移転していることの表れである。さらに、これら資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、消費の拡大、及び経済の活性化の手段として有効である。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれもが増加傾向にある。</p> <p>本措置が利用されているということは、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転しているということであり、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことができていると考えられる。</p> <p>また、受益者数、委託者数、受託残高のいずれもが増加傾向にあることから、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることが明らかであり、本措置により経済の活性化が促されていると考えられる。</p>

これまでの 要望経緯	平成 27 年度：新設 平成 28 年度：費目の明確化に関する拡充を要望 平成 30 年度：対象の拡充及び措置の恒久化を要望 令和 3 年度：子の育児に係る費用の拡充、対象年齢の引き下げ (民法改正による) 及び措置の延長を要望
---------------	--